

赤坂子ども中高生プラザ

I 港区立赤坂子ども中高生プラザ・学童クラブ概要

1. 基本理念及び運営方針

(1) 基本理念

赤坂子ども中高生プラザ（以下、「プラザ」という。）は、児童を権利行使の主体として捉え、港区立子ども中高生プラザ条例（以下、「条例」という。）に基づき、下記の基本理念を掲げ、子どもの権利を擁護し、健やかな成長を願って事業の運営を行ってまいります。

- ① のびのび楽しく過ごす心を持ち、ありのままの自分に力があることを自覚し、自主的に活動を進められるように支援します。
- ② じっくりと考える力が育つように働きかけ、仲間とともに協力し、自治を作っていく力を育てます。
- ③ 一人ひとりの違いを認め合いながら、人間として温かな心を育むよう支援します。
- ④ 生き生きと健康な身体を作ることを働きかけ、児童の体力増進のための活動を進めます。
- ⑤ 中高生が心地よく過ごせる居場所となるよう環境を整え、支援するとともに、自主的に文化、芸術、スポーツ活動の向上を図れるよう、活動を進めます。
- ⑥ 地域の乳幼児や小学生と子育て中の保護者が、主体的に、生き生きと安心して過ごせる場を作ります。
- ⑦ 学童クラブの子どもたちが生活の場として安心して過ごし、個々の力を伸ばせるよう働きかけます。
- ⑧ 地域との連携を深め、協力、交流を行うための組織を作り、活動を進めていきます。
- ⑨ 児童に関わる情報収集に努め、発信、提供の場になれるようにします。

(2) 全体の運営方針

- ① 来館者一人ひとりのベスト・インタレスト（最善の利益）を出発点とした運営を行います。
- ② 地域をステージとした多様な活動に参加できるよう、拠点施設としての運営を行います。

- ③ 児童が友情を育み、仲間と集える「居場所」を共に作っていく運営を行います。
- ④ 障害のあるなしに関わらず、だれもが自分らしい選択で活動できるノーマライゼーションの考えに基づく運営を行います。
- ⑤ すべての児童・保護者等が性別にとらわれず、自分らしく豊かに生きることのできるよう男女平等参画の視点から運営を行います。
- ⑥ 子育て中の家庭を支援し、親も成長できるよう、共生の視点から運営を行います。
- ⑦ 高齢者施設との交流を深め、世代間交流を促進する運営を行います。
- ⑧ ボランティアの育成に努め、社会参加への機会となる運営を行います。
- ⑨ 利用者の個人情報保護の適正化に取り組むとともに、職員の倫理綱領に基づく行動規範を遵守し、サービスの質の充実を図ります。
- ⑩ 地域に信頼され、親しまれる施設、より一層賑わいのある施設を目指します。
- ⑪ 令和3年度は乳幼児親子を重点対象とし、保護者の声を十分聴いて、企画に反映させます。改
- ⑫ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業運営上、密接・密集・密室状態（所謂「3密」）を回避し感染を極力抑制する必要があることから、港区の指示に従い、本計画上の事業内容、実施方法等を一部変更し、又は中止・延期等する場合があります。新

(3) 具体的な方針

条例に基づき、児童が心身ともに健やかに成長し、豊かな情操を育むようにするため、大型児童センターとしての役割を果たしつつ、「地域とともに育つ」という視点から、開かれた施設づくりを進めます。

この観点により、乳幼児から18歳未満の児童の心のよりどころとなり、かつ“居場所”として、児童の体力増進、文化・芸術活動の拠点になるよう、企画運営を行っていきます。

- ① 地域とともに育ち、信頼される施設を目指し、開かれた施設づくりを推進します。
 - ・ 児童が安全に、安心して過ごせる施設運営を行います。
 - ・ 児童の遊びや体力増進、文化・芸術の拠点となるような企画と運営を目指します。
 - ・ 児童を優先しつつ、地域のニーズに柔軟に応えられるよう、開かれた施設運営を行います。

- ・ 児童に関する関係機関、とりわけ近隣の機関等と連携し、有機的なネットワークを構築します。
- ・ 学童クラブにおいては、児童の健全育成に十分配慮し、更に充実した運営を目指します。
- ・ 港区の「子どもの未来応援施策」実現に向け、中高生の居場所機能を充実させるよう取り組みます。

② いろいろなニーズを持った児童が参加しやすいように、常に利用者の状況を把握し、自主的な活動を支援し、ともに行動しながら、交流する喜びや満足を感じられるような活動内容を提供します。

- ・ 職員の専門性を高め、質の高いサービスを提供します。
- ・ 中高生に対しては、地域等の協力も得ながら、本物の文化、芸術、スポーツなどの素晴らしさを伝えられるような活動を展開していきます。
- ・ 児童が自主的に参加できる場所として、児童の欲求を敏感に捉えながら、自主的な活動を進められるよう、配慮をしていきます。
- ・ 障害児の夏季休業日等の受け入れに、適切に対応し支援します。

③ 高齢者施設との交流を大切にします。

- ・ 併設の高齢者施設を利用される方々と、日常的に自然な交流ができるよう工夫し、世代間交流ができるような活動を企画します。
- ・ 高齢者施設との交流については、ボランティアや見学も行うとともに、併設の高齢者施設と連携し、児童がより高齢者福祉に興味、関心を持つことができるような機会を設けます。

④ 令和3年度は、乳幼児を対象に、「子育て、子育ち、親育て」を念頭に置いた活動の実現を重点目標として掲げ、支援していきます。改

⑤ 令和2年度から、新たに赤坂子ども中高生プラザ「青山館」の運営も行うこととなったことを踏まえ、赤坂子ども中高生プラザと青山館との連携を密にして、児童・保護者が両館の施設、事業で交流を深めるとともに、職員についても日常的に企画行事や運営面で協力し合い、相乗効果が得られるような運営を目指します。

2. 利用日時

(1) 赤坂子ども中高生プラザ

条例等に基づき、次のとおり行います。

【時間】 午前9時30分から午後8時

(小学生の利用は、ひとりで帰れる時間を考慮し、「午後6時まで」を推奨)
障害児夏季休業日等支援事業による受入れ拡大 (午前8時00分から)

【曜日】 月曜日から日曜日

ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始の12月29日から31日及び1月2・3日は休館とします。

なお、12月29、30日については、「年末施設開放」として午前9時30分から午後8時までの間、開館(施設開放)します。

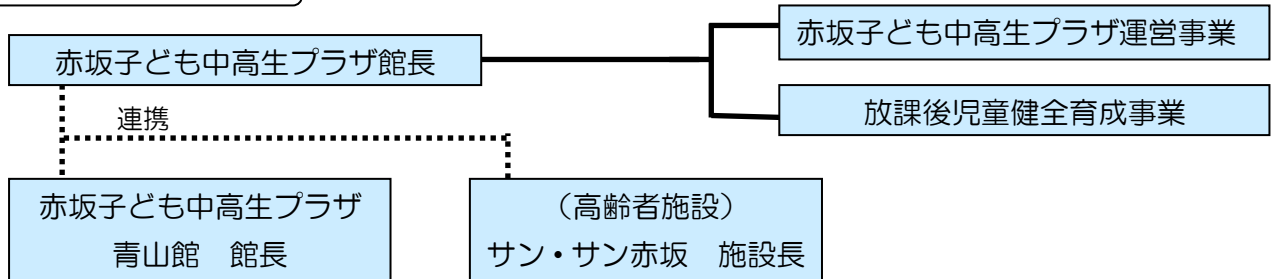
(2) 学童クラブ

港区学童クラブ運営要綱に基づき、利用日及び時間について、次のとおり行います。

- ① 月曜日から金曜日 下校時から午後7時
土曜日 午前8時から午後5時
- ② 学校休業期間中 午前8時から午後7時(但し、土曜日は午後5時、日曜日は休室)

II 運営管理計画

1. 職員組織体制



2. 職員体制

改

(注) 指定管理提案時の配置数。()内の数値は、実配置計画数。

令和3年4月現在(予定)

区分	館長	副統括	事務員	児童指導員			その他	合計
				プラザ	学童クラブ	子育て広場		
正規・常勤	1(1)	(1)		6(6)	3(5)	3(3)		13(16)
非正規	常勤		1	(1)	2	(1)	1(0)	4(2)
	非常勤		(2)	1(2)	1(3)	1(1)		3(8)
計	1(1)	(1)	1(2)	7(9)	6(8)	4(5)	1(0)	20(26)

3. 職員業務日課表

(1) プラザ全体の業務日課

時間	利用状況	A 勤務の動き	B 勤務の動き
9:15		A 勤 始業 朝礼 (申し送り・企画行事の確認等) 各部屋の開館準備	
9:30	開館 利用者来館 企画・活動開始	開館 受付業務開始 各部屋の企画・活動開始	
11:30			B 勤 始業 申し送り 各部屋の企画・活動開始
11:50		キッズお昼の体操 (フロント要員除く)	キッズお昼の体操
12:15		昼休憩(交代制)	
13:00		職員ミーティング	職員ミーティング
13:15		各部屋の企画・活動開始	昼休憩 (交代制)
13:30	児童・学童来館		
14:00			各部屋の企画・活動開始
16:00			
18:00	小学生の退館(推奨)	申し送り A 勤 終業	
20:00	企画・活動終了 利用者退館 閉館		企画・活動終了 閉館準備 閉館 申し送り
20:15			B 勤 終業

(2) プラザ全体の業務日課 (学校休業期間中)

時間	利用状況	P 勤務・A 勤務の動き	B 勤務の動き
8:15		P 勤 始業	
8:30	障害児支援事業対象 児童来館	フロント業務開始 障害児支援事業対象児童受付開始	
9:00			
9:15		A 勤 始業 朝礼(申し送り・企画 行事の確認等) 各部屋開館準備	
9:30	開館 利用者来館 企画・活動開始	開館 受付開始 各部屋の企画・活動開始	
11:30			B 勤 始業
11:50		キッズお昼の体操(フロント要員除く)	キッズお昼の体操
12:15		昼休憩(交代制)	
13:00		職員ミーティング (月・木の2日)	職員ミーティング (月・木の2日)
13:15		各部屋の企画・活動開始	昼休憩(交代制)
14:00			各部屋の企画・活動開始
16:30		申し送り	
17:00		P 勤 終業 申し送り	
18:00	小学生の退館(推奨)	A 勤 終業	
20:00	企画・活動終了 利用者退館 閉館		企画・活動終了 閉館準備
20:15			申し送り 閉館 B 勤 終業

(3) 学童クラブの業務日課

時間	月曜日～金曜日の場合	学校休業期間中	土曜日
7:45		Q勤 始業 開室準備	Q勤 始業 開室準備
8:00		開室 児童受け入れ開始	開室 児童受け入れ開始
9:15			A勤 始業
9:45	F勤 始業 申し送り 学童クラブ室 開室準備 申し送り	F勤 始業 申し送り	
10:30	R勤 始業	R勤 始業 昼食の準備 ＜昼食開始＞	＜昼食開始＞
12:15	昼休憩	昼休憩（交代制）	昼休憩（交代制）
13:00	職員ミーティング	昼食後片付け 職員ミーティング（月・木）	
13:15	児童受け入れ準備 開室 児童受け入れ開始		
14:30	おやつ準備	おやつ準備	
15:00	＜おやつタイム開始＞	＜おやつタイム開始＞	
16:30	おやつ後片付け	おやつ後片付け Q勤 終業 申し送り	Q勤 終業 申し送り
17:00	(遠距離)児童の送り①	(遠距離)児童の送り①	閉室
17:45	(遠距離)児童の送り②	(遠距離)児童の送り②	
18:00			A勤 終業
18:30	F勤 終業	F勤 終業	
18:45	閉室準備	閉室準備	
19:00	閉室	閉室	
19:15	R勤終業	R勤終業	

4. 職員研修計画

運営方針を具体化し、一人ひとりの利用者のニーズに対応した専門的サービスを提供するため、日常的に職員の資質向上を図っていきます。

このため、法人の職員研修計画に基づく研修のほか、他の児童施設とも連携しながら教育研修を行うなど、計画的に人材育成を進めていきます。

(1) 施設内部研修

① 先輩職員及び外部講師による専門分野の研修

- * 児童指導に関する研修
- * 相談技術に関する研修
- * その他、必要な専門分野の研修

② 事例検討

- * 関係機関との意見交換

(2) 外部研修

下記の機関・団体が主催する研修に職員を派遣し、職員の経験、知識や技術の程度・段階に応じた研修を受講させることにより資質の向上を図るとともに、資格取得などの支援や他施設の見学などを行います。

- ① 港区児童館等職員研修会
- ② 東京都が委託して実施する研修会
- ③ 保健所、消防署等の主催する講習会、研修会
- ④ 東京都社会福祉協議会主催の研修会
- ⑤ 児童健全育成関係民間団体等主催のセミナー、研修会
- ⑥ ノーバディーズ・パーフェクトプログラム「ファシリテーター養成講習」(親支援事業)

5. 会議・委員会等計画

(1) 全体会議

会議名	内 容	開 催	構 成
運営委員会	法人運営管理及び経営の方針についての検討、調整を図ります。	月1回	理事長、専務理事、常務理事、財務担当理事、顧問、参与、事務局正・副施設長 館長、他管理職
児童施設運営調整会議	法人内児童施設運営会議及び方針についての検討、調整を図ります。	月1回	理事長、専務理事、常務理事、財務担当理事、参与、事務局、館長、他管理職、指導職
施設課長会	各課の業務及び援助の連絡調整を図ります。	月1回	高齢施設長、館長、副施設長管理職、指導職
館職員全体会	運営に関する事項の検討・確認、伝達と連絡調整を行います。	年2回 (必要に応じて)	全職員

(2) 高齢者施設・児童施設合同委員会

委員会名	内 容	開催	構成
施設安全	防災に関する教育・訓練、消防計画、防災設備の点検等について調整します。また、利用者が安全で安心な環境で過ごせる建物設備の維持、点検、保守を計画的に行います。 ①防災計画の作成と防災訓練の実施 ②施設安全点検の実施 ③地区防災協議会との合同防災訓練、避難訓練の実施	月1回	委員
広報	広報誌の発行やホームページの掲載など、施設に関する情報提供等を施設内外に行います。	月1回	委員
職員福利厚生	職員の福利厚生のため、互助会活動等を実施します。	随時	委員
高齢者・児童交流推進	高齢者・児童合同行事を計画し、交流事業を実施します。	月1回	委員
安全衛生	施設、利用者、職員の保健衛生や健康管理について、専門医の意見等を参考に事故予防の検討、調整等を行います。 ①清掃・整理整頓の励行指示と徹底 ②消毒・殺菌（衛生）マニュアルの作成と実施 ③食中毒予防マニュアルの作成 ④事故状況の分析と事故予防策の周知徹底 ⑤感染症マニュアルの作成	月1回	委員
苦情対応	苦情対応事項を検討、課題解決と、対応の改善を図ります。 ①苦情対応システムの構築 ②速やかな苦情対応の実行 ③苦情対応記録の作成と公開	随時	委員
感染症予防	感染症予防対策の点検、確認を行います。	随時	委員
プラザ・青山館連絡会	本館・分館内の運営について等の連絡調整を行います。	月1回	管理職 指導職

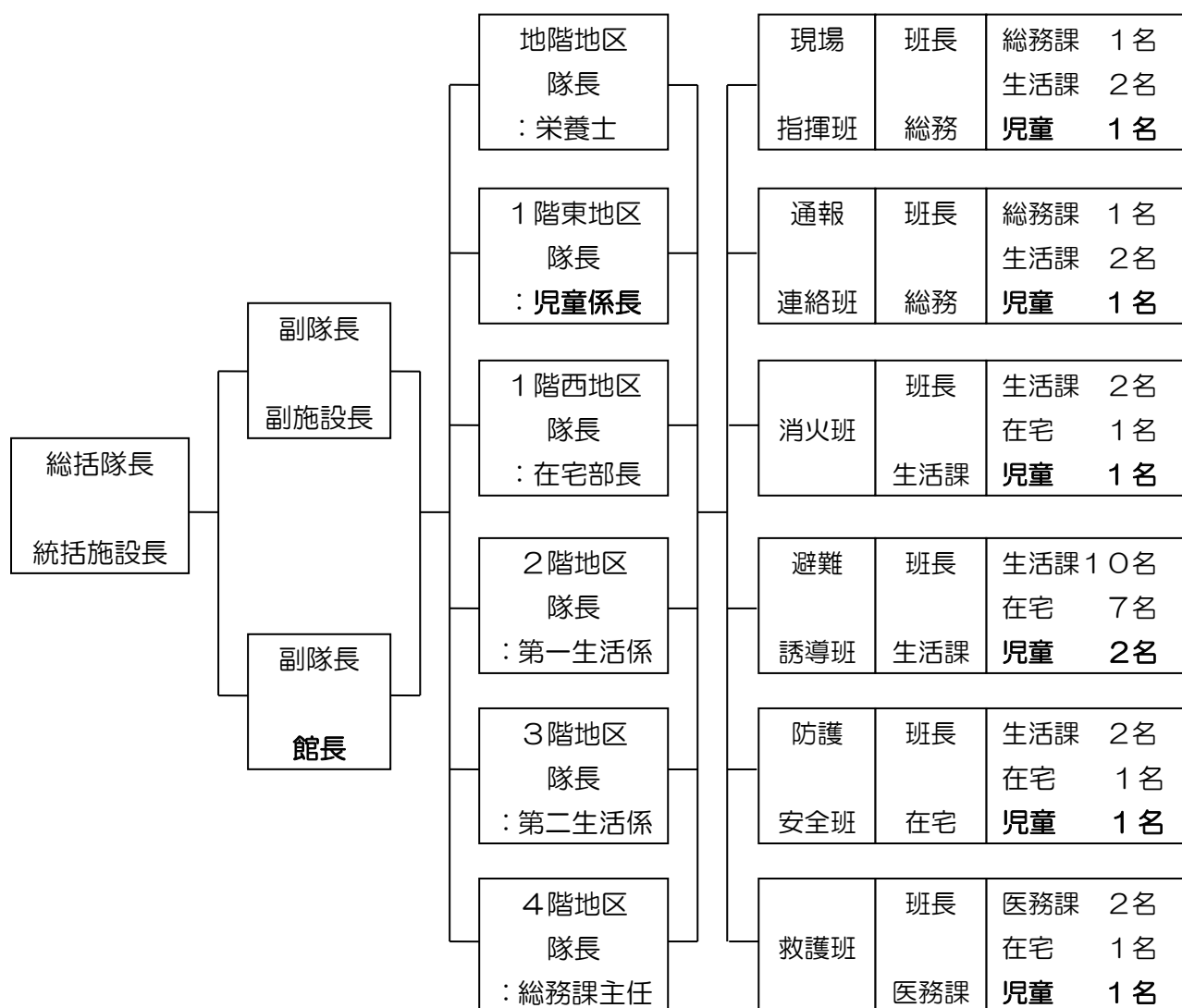
(3) ミーティング

	ミーティング名	開催日時		内 容
①	朝の開館（始業）準備前 朝礼	毎日	9:15～	申送り、午前中の企画行事の確認等
②	合同ミーティング	月～木曜日	13:00～	午後の企画確認、連絡事項等
③	合同ロングミーティング	金曜日	12:30～	午後以降の企画確認等、 課題等を協議検討
④	月間企画ミーティング	月に1回	13:00～	翌月の企画実施確認等
⑤	赤坂・青山合同指導職ミーティング	月に1回	10:00～	プラザ業務及び援助の連絡調整等
⑥	各グループミーティング	月に1回	午前中	各グループ（キッズ、小学生、中高生、学童クラブ、要支援、クラブ、事務等）企画、方針等の検討確認

※学校休業期間中のミーティング：月・木曜日の13：00～：以降の企画確認、課題協議、連絡事項等

6. 防災計画

(1) 自衛消防隊組織図（高齢者施設との共同設置）



*夜間における自衛消防隊

- ・避難誘導応援 警備員 1 名
- ・指揮通報担当 火元階の介護士 1 名
- ・避難誘導担当 各階の介護士 3 名、看護師 1 名
- ・初期消火担当 火元階の介護士 1 名

(2) 港区との協定

港区と「災害時における要援護者支援に関する協定」を締結し、災害要援護者の支援及び備蓄物資の管理等を行います（高齢者施設）。また「災害時における港区赤坂子ども中高生プラザの防災体制に関する協定」（児童施設）により、地震等の災害発生時には区民避難所として、港区との協定に基づき適切に対応します。

(3) 地域協力

近隣の赤坂氷川町町会及び赤坂福吉町会との災害時相互応援協定に基づき、災害時における支援・協力体制を構築するとともに、定期的な防災訓練を実施し、相互の信頼・協力関係の維持強化を図ります。

また、地区防災協議会等を通じて関係機関・地域団体との密接な協力連携に努めます。

(4) 防災訓練計画 ※ 表内 改（併設の高齢者施設の令和 3 年度計画に合わせている。）

月	種類	内容	備考
4	図上訓練 ビデオ研修	・防災ビデオの上映と意見交換 （当該年度防災訓練計画の確認）	委員長選出
5	通報訓練 消火訓練	・緊急災害・救急要請時の通報訓練 ・消火器・消火散水栓の使用実施訓練	水消火器 消火散水栓
6	図上訓練	・火災報知器の表示確認と避難ルートの試行訓練 （座学による避難誘導訓練）	
7	消火訓練 避難訓練	・火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 ・昼間想定の日勤者による避難誘導訓練	緊急 改 アドレ ス確認
8	通報訓練 避難訓練	・火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 ・夜間想定の日勤者による避難誘導訓練	
9	通報訓練 消火訓練	・大震災から火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 ・火災は昼間想定の日勤者による避難誘導訓練	緊急 改 送受信 訓練
10	総合訓練 合同訓練	・通報、初期消火、初動訓練、避難誘導訓練 ・町会等との合同訓練	消防署指導 地域町会合同
11	消火訓練 避難訓練	・火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 ・昼間想定の日勤者による避難誘導訓練	
12	避難訓練	・大震災想定の日勤者による避難誘導訓練 ・福祉避難所開設訓練	簡易ベッド組 立及び非常食

1	通報訓練 避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 夜間想定 of 7人体制による避難誘導訓練 	
2	ビデオ研修 消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> 防災ビデオ（消火器・消火散水栓使用） ポンプ稼働後復旧作業訓練 	水消火器 消火散水栓
3	消火訓練 避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時の現地確認、通報、初期消火、初動訓練 昼間想定の日勤者による避難誘導訓練 	
<p>《その他実施事項》</p> <p>①日常における操作訓練（スプリンクラー、非常通報装置、火災報知機、初期消火体制等）</p> <p>②上級救急救命講習の参加</p> <p>③災害時防災協定の継続</p> <p>④職員参集等のためのメール送受信訓練を年 1 回実施</p> <p>⑤港区が実施する「防災通信訓練」がある場合、これに参加 新</p>			

7. 危機管理

職員が常日頃から安全管理について心がけるとともに、共通認識をもとに対応します。不審者がいる場合には、次のような危機管理にもとづき、児童の安全を図り、指導します。

（1）不審者情報を受けた場合の連絡体制

施設周辺に不審者等の情報が入った場合には、次のような体制を確保します。

- ① 職員間による状況認識の一致を図り、安全確保のための職員体制を確立します。
- ② 児童・保護者等の利用者に対して、情報を提供し、必要な場合には、職員の指示に従うよう注意を喚起します。
- ③ 安全確保のため、保護者や民生・児童委員、地域活動団体等の協力を仰ぎます。

（2）不審者の侵入など緊急時の体制

施設内に不審者が侵入した場合などに備え、次のような体制を整備します。

- ① 不審者対応マニュアルに従い、直ちに職員が連携し協力体制をとり、人身事故の発生を防止します。
- ② 警察や赤坂地区総合支所、隣接する施設及び保護者に対し、直ちに通報し協力体制をとります。
- ③ 必要に応じ、非常 110 番通報装置を使用します。
- ④ 児童の避難通路・場所をあらかじめ確保し、周知徹底しておきます。
- ⑤ 不審者侵入時の暗号（館内放送での通報用）を決めて、職員に周知します。
- ⑥ 年 1 回以上訓練を実施するとともに、職員全員で心構えと対応方法を共有し、非常時に備えます。

(3) 児童への指導

- ① 児童に対し、犯罪や事故から身を守るため、注意事項について保護者との共通認識を図り、これにより指導します。
- ② 緊急事態に備え、子ども自身の自己防衛について注意を促し、大声を出して人を呼ぶことや、児童館、小学校、幼稚園、保育園、商店（コンビニ）、民家（子ども110番の家）へ避難等の指導を実施していきます。

(4) 非常時訓練の実施

- ① 日頃から非常時に備え、「危機対応マニュアル」を整備し、これに基づき、訓練を適時実施して、職員や子どもたちの心構えと行動に万全を期します。
- ② 施設の「港区児童施設災害時行動マニュアル」の運用により、迅速かつ的確な対応に努めます。

(5) 感染症の拡大防止対策 新

COVID-19 等のパンデミックに関して、令和3年度も感染終息が見通せない状況が継続すると見込まれるため、次のような感染拡大防止対応等を行った上で、「子どもを感染症から守りつつ、如何に遊びや居場所を提供できるか」という発想で、遊びを通じた健全育成活動を継続していくか」を十分検討し、港区の方針に従い、可能な範囲で事業を継続、実施していきます。

- ① 入館時には、利用者、児童等に体温計測、手指消毒とマスクの確実な着用を求め、感染拡大防止に努めます。
- ② 所謂「3密」を回避し、感染リスクを可能な限り逶減する。そのために、感染拡大期間中は利用定員設定や予約制を継続し、館内の混雑による感染リスクを抑止します。
- ③ 企画・行事については、感染リスクが小さいものを中心に、二部制、三部制など実施方法を工夫して実施します。
- ④ 各室にアルコール消毒液を常備するほか、加湿器・送風機・サーキュレーター等を適宜使用するとともに、換気にも十分配慮して運営します。
- ⑤ 職員に対しては、勤務中は勿論、私生活においても外出時にはマスク着用を求め、出勤前の検温で発熱した場合には出勤を控えるなど、館内にウィルスを持ち込むことがないよう、繰り返し呼び掛け、励行させます。

以上のように、感染拡大・終息状況に適宜・敏速に対応し、必要な対応策を適切に行ったうえで、プラザ・学童クラブを運営していきます。

Ⅲ 港区立赤坂子ども中高生プラザ運営事業

1. 令和3年度 運営方針・指導の重点（学童クラブ共通）

（1）年度運営方針 **新**

令和3年度は、「乳幼児親子世代」を重点対象とし、また「中高生の居場所づくり」も念頭において、多様な活動の実現・充実、環境づくり・仕組みづくりに重点をおいた運営を行う。

（2）指導の重点

- ・赤坂子ども中高生プラザに「また遊びに来たい！」と思われるよう、職員との関係づくり企画運営を行います。
- ・赤坂子ども中高生プラザが赤坂地区の子育て支援の拠点として、なんで～もに来れば安心して過ごすことができる、「心のほっとステーション」となるよう指導・支援をしていきます。

改

（3）主な取組

乳幼児・保護者意見広聴の場の設定 **新**

企画名	キッズ・なんで～も委員会
回数	年に3回程度（学期）各グループ（こぐま、うさぎ、りす）活動内において実施
ねらい	キッズ保護者に対する広聴の場として地域の民生委員、ボランティア団体協力のもと育児相談会の場を設けてきた。令和3年度は、それに加えて、乳幼児活動グループ内などにおいて乳幼児保護者からの企画リクエスト等の調査・聴取を行い、それらのリクエストに応える企画を実施していきたい。 ・乳幼児保護者がプラザ運営に参画してもらい、なんで～もが地域の方々の「居場所」と感じてもらえるようにする。

（4）環境の整備・充実 **新**

令和元年度に保護者から出た意見を参考に、キッズルーム・キッズスペースをより安心・安全に利用してもらえるよう、環境衛生に力を入れます。キッズルーム内での保護者の靴下着用・汚れたおもちゃの返却ボックスなど、環境衛生維持のためのルールを利用者の方に協力してもらえるよう広く周知し、定着を目指します。

2. 各部屋の活動方針

（1）ラウンジの活動方針

利用者がのんびりと過ごせるように、机や椅子を配置し、図書・雑誌等を備えます。
また、館内で飲食することができる場所として提供します。

利用者が自由に読書や自主学習、談話、ボードゲーム等を行うことができ、異年齢交流の場として活用することができるよう環境を整え、また支援していきます。

また、ラウンジに中高生対象の学習スペース「学び舎」を設け、中高生の居場所や自主学習を支援します。

また、乳幼児親子対象の「キッズコーナー」も設け、乳幼児親子が安心して過ごせるよう支援します。コロナ感染拡大期間中は、離乳食専用コーナーを設置します。 **新**

- ① 図書に関する活動や、食事を楽しむ場、音楽演奏など、憩いの場所となるような活動を行っていきます。
- ② 利用者のニーズに合わせ図書・雑誌を提供していきます。
- ③ 赤坂図書館と連携し、図書館活動・機能の充実を図ります。
- ④ 高学年以上対象企画としてビリヤードのミニ大会を行います。 **新**

(2) メディアルームの活動方針

パソコン等のメディア機器を用いて、人と人がつながり合うような企画を多く取り入れていきます。また、パソコンの機能を理解し、身近に感じ利用できるように支援します。

- ① インターネットを利用して、必要な情報を選び、それを適切に活用する力を身につけられるように支援していきます。
- ② 大画面テレビでのアニメや映画鑑賞会を行います。
- ③ 青山館と館対抗 e スポーツ大会を開催し、異年齢や多くの友達同士がふれ合う機をつくれます。
- ④ パソコンソフトを使った創作活動や、パソコン入力を通じたローマ字の学習、プログラミングの基礎に触れるなど、さまざまな体験・学習ができるような企画を実施していきます。
- ⑤ 児童の健全育成にとって相応しくない情報の取得を確実にブロックするとともに、児童の個人情報流出防止に努めます。

(3) クラフトルームの活動方針

児童が自主的に、自由にもものづくり活動ができるよう環境を整備し、子どもたちの創造性を育むよう支援します。

- ① 工作・手芸・科学実験・調理活動など、様々な企画を実施し、創作意欲を培います。
- ② 陶芸をはじめ、普段体験をすることができない造形活動を実施し、新たな興味・関心を引き出せるよう支援します。

(4) スタジオの活動方針

ダンス等ができるスタジオⅠと、バンド活動用の音楽機材を揃えたスタジオⅡで、児童の創造性の発揮及び自己表現の場として環境を整備し、支援します。

- ① 防音設備を生かした、バンドやダンス、演劇などの音楽・表現活動など、多様な活動の場や機会を提供します。
- ② バンド活動は、中高生によるバンド予約会議、登録バンドの集会（バンド総会）、音楽セッション会の開催、ライブ等を定期的で開催し、自主性や自己決定、調整能力の伸長、学校・学年を超えた仲間作りなど多様な効果が得られるよう支援します。
- ③ 音楽表現活動に興味を持つきっかけになるよう、気軽に参加できる企画を定期的を実施するほか、館内での発表会、館外での発表や様々な層の観客の前での発表など、普段体験できない発表の場・機会を提供します。
- ④ 伝統音楽や文化活動など、様々な分野の活動体験ができる企画を実施します。

(5) アリーナの活動方針

身体を動かす遊びやスポーツ活動を安全に安心して行うことができるよう環境の整備や見守り等を行い、利用者にさまざまなスポーツや遊びを提供します。

- ① 乳幼児がコンビカー、幼児用ボールなどの遊具を使って安全にかつ思い切り体を動かせるよう、環境の整備を行います。
- ② 遊びやスポーツの楽しみが、体験を通じて理解できるよう工夫するとともに、ニュースポーツ等の企画を提供します。
- ③ 企画、行事、日常の遊びなどを通じ、異年齢交流を支援していきます。
- ④ 専門性、技術の向上を図る企画を実施します。
- ⑤ 児童のニーズに合わせて随時遊具を追加し、求められる遊びの場を提供します。
- ⑥ 地域の各種競技会に参加し、他地域の児童との交流の場を提供します。
- ⑦ 安全に十分注意し、事故を可能な限り未然に防止します。
- ⑧ アリーナ場内での活動を内履き靴のみに限定することで、更に安全性を高めます。

(6) キッズルーム（子育て広場）の活動方針

乳幼児とその保護者が、自由に遊んだりくつろいだりするための専用の部屋として、安心して楽しく過ごせるように環境を整備するとともに、乳幼児と保護者がともに参加でき、成長できるような多様な活動を提供します。

また、仲間づくりや情報交換ができるよう、支援します。

- ① 絵本や紙芝居の読み聞かせ、工作、手遊び、音遊びなど、乳幼児向けのさまざまな活動を企画し実施します。
- ② 専門の講師を招いて、ニーズにあった多様な活動を提供します。
- ③ 子育てについて自主的に考えられるような講話や相談会を企画します。
- ④ 年齢別の活動を継続的に実施し同年齢の乳幼児とその保護者が集い交流する機会を設けます。

- ⑤ アリーナや屋外で、子どもたちが体を動かして遊べるような活動を企画します。
- ⑥ キッズルーム内の情報掲示板やホームページを活用し、広報にも努めていきます。
- ⑦ 保育園や幼稚園に通っている乳幼児や保護者を対象とした活動を企画します。
- ⑧ 乳幼児等育児中の保護者（父親を含む）が、育児を離れストレス解消ができるよう、保護者対象の企画を行います。
- ⑨ プレパパ、プレママを対象としたヨガなどの活動を企画します。
- ⑩ 祖父母も一緒に楽しめる、陶芸などの活動を企画します。

（7）ふれあい広場（中庭）の活動方針

乳幼児とその保護者、小学生らが自由に遊んだり、くつろいだりする場として、「ふれあい広場（中庭）」で安心して楽しく過ごせるように環境整備を行います。

平成 30 年度に実施されたアリーナ天井補強等工事の代替施設として中庭を使用したところ、大変好評だったことから、アリーナがクラブ活動等で専用されている時の主な代替場所として、乳幼児の利用者を中心に中庭を開放します。

- ① 体を動かして遊べるような自由遊び（なわとび、フラフープ等）を提供します。
- ② 夏季には、乳幼児水遊びを実施するため、大型プール等を設置します。
- ③ 親子交流行事（バーベキュー等）を開催するなど、親子のふれあい行事を行います。
- ④ 高齢者との交流の場としての活動を提供します。
- ⑤ 乳幼児親子が遊べるように遊具等を設置します。 **新**

（8）特別な支援が必要な子どもに関する活動方針

こころや身体の発達に遅れなどの障害、行動や仲間との関わりなどに支援が必要な子どもたちも、プラザの施設や環境を利用し、安心して遊びや仲間との交流が出来る場を提供します。

- ① 家庭、学校、区等の専門機関等と連携をとり、支援が必要な子どもの情報を共有し、必要な記録をとり、ケース会議の開催などを通じて情報交換を行い、それを生かした見守り指導を行います。
- ② 遊びや企画を通して、仲間作りや交流が図れるよう支援します。

3. 活動計画

（1）小学生対象の事業

プラザの設備や環境を利用し、自由に遊べることを基本として、児童が体力を増進し、豊かな情操を育むように支援していきます。

また、各年齢にあった企画を提案し、そのための環境を整え、放課後や学校休業日にも十分楽しめるような活動を行います。

- ① 「小学生の利用時間拡大」施策について、適切に対応・実施するよう検討していきます。

- ② スポーツ活動、パソコンの利用、造形活動など、設備・機材を利用して、体力の増進、情操の涵養ができるような場の提供と環境の整備を行います。
- ③ 遊びや企画を通して、仲間作りや異年齢交流が図れるよう支援します。
- ④ 自主的な活動、プラザ運営への参画を支援します。
- ⑤ 地域の青少年健全育成関係団体との協働による活動を検討し、実施していきます。

定期活動

【メディアルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	ローマ字検定	ローマ字入力を習得し、検定を受ける
通年	月間企画	制作活動、絵画コンテスト 季節に関する活動

【クラフトルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	期間工作	おすすめの工作を月に1～2回、作り方の掲示や材料を用意し、提供

【アリーナ】

実施予定回数	活動	内容
通年	月間企画	集団遊びやスポーツ企画 (アリーナに集合、王様バドミントンなど) ダンス、新体操などの動きを取り入れた身体表現企画 小学生なんて～も委員会の発案による企画

特別活動

【メディアルーム】

実施予定回数	活動	内容
年1～2回	ローマ字検定王	PCでのローマ字入力を楽しく習得し、競う
年3回	リクエストシアター	子どもからのリクエストをもとに、映画を大画面で上映する
通年	講師企画	講師による企画(インターネット講習会等)
通年	月間企画	小学生なんて～も委員会発案による企画
年1～2回	eスポーツ大会	青山館と合同で、館対抗 eスポーツ大会を行いながら交流を深める。

【クラフトルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	月間企画	テーマ・材料を決めての工作 リクエスト企画（ビーズ・小物作り等）
年3回	陶芸教室	講師による陶芸活動
年2回	高学年企画	高学年向けの材料、道具を使ったアクセサリー作り、工作等
1月～3月	PlaZania お店やさん商品作り	PlaZania に向けてお店やさんの商品作り
通年	おやつ研Q会	高学年を対象に、お菓子やアイスなどの違いについて考えながらおやつを食べる。

【スタジオI】

実施予定回数	活動	内容
年1回	伝統文化	講師を招いて伝統文化の体験（※）
年3回	音楽活動	職員による小学生の音楽活動（ハンドベルなど）や指導、館内発表会への出演 カラオケ等の遊びの提供
年1回	ことさん	講師による箏・三味線の体験指導、館内発表会への出演

※歴史文化にふれる活動の一環。

【アリーナ】

実施予定回数	活動	内容
4月～9月	ドッジボール	港区児童館ドッジボール選手権大会に向け 低学年、高学年のチームを作り、大会に向け練習を行う。
年2回	アリーナ・シアター	子どものリクエストにより、アリーナで、映画等を上映
年1～2回	専門講師による 講座企画	講師を招いて、専門的なスポーツ教室を行う。

（2）中高生対象の事業

中高生の成長を支援し、安心してくつろげる居場所となるよう努めます。また中高生の積極的な参加が得られるような企画を提案していきます。

さらに、参加する中高生が自主的・主体的に発案し、さまざまな活動を展開できるように支援していきます。

- ① 中高生居場所事業を実施し、中高生が安心して集え、楽しめる居場所づくりを行います。
- ② スポーツ活動、バンド・ダンス等の音楽・表現活動、造形活動、パソコンの利用、自主学習により、施設の設備・機材を活用して、体力の増進、文化・芸術活動などへの欲求を満たせるような場の提供を行います。
- ③ 施設に集う中高生が出会い仲間として繋がり合えるような多様な活動を準備・用意します。
- ④ 異年齢集団のリーダーとしての活動を支援します。
- ⑤ 学校や地域の理解と共感が得られるような活動を行っていきます。
- ⑥ 職員が中高生にとって気軽に相談できる相手となるよう、また中高生との信頼関係を構築できるよう努めていきます。
- ⑦ 中高生による活動掲示スペースを館内に設けます。
- ⑧ 子どもたちの意見を企画、運営に反映するため、毎月「なんで～も委員会」を開き、自主的な活動を支援します。

定期活動

【なんで～も委員会】

実施予定回数	活動	内容
第2日曜日	委員会 (年間登録)	プラザ(館)の運営に関する話し合い、活動内容の検討など
通年	プロジェクト (企画チーム活動)	企画検討・実施準備、活動実施・片づけ

【中高生居場所づくり事業】

実施予定回数	活動	内容
通年	まなび舎 in なんで～も	ラウンジ内に専用の勉強コーナーを設置し、自主学習の場の確保 中高生の交流の場の確保
第2・第4 火曜日	NAN-CAFE	異学校、異学年の児童となんで～もの職員やOB 大学生などが、菓子類や飲料を食べながら語り合い交流する「しゃべり場」
第3火曜日	NAN-COOK	異学校、異学年の児童となんで～もの職員やOB 大学生などが、軽食を調理し食しながら語り合い交流する「しゃべり場」
通年	NAN-SPO	異学校、異学年の児童となんで～もの職員やOB 大学生などとスポーツで交流する
第4日曜日	プチペコ食堂	異学校、異学年の児童となんで～もの職員やOB大学生などと、軽食の調理を共にし、食べながら、交流をする。
第1・第4 火曜日	ポドイチ 新	異学校、異学年の児童となんで～もの職員やOB 大学生などとボードゲームで交流する

特別活動**【中高生居場所づくり事業】**

実施予定回数	活動	内容
年1回	館内宿泊「まなび舎 in なんでも」	・長期休業期間中の宿泊を伴った自主学習支援企画 ・大学生ボランティア等による学習支援
通年	まなびちゃん	・大学生ボランティア等による学習、スポーツ交流、進路相談会

【メディアルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	月間企画	映画等の上映会、パソコンを使った製作活動、ゲーム交流会 新

【クラフトルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	月間企画	テーマ・材料を決めて行う工作など

【スタジオⅠ】

実施予定回数	活動	内容
年1回	スタジオレッスン	講師によるボイスレッスン・ダンスレッスン等の中高生の音楽活動の支援。
月1回	プラカラ	カラオケを用いて歌うことを楽しみながら、異学年・異学校の中高生同士が親しく交流を深める。

【スタジオⅡ】

実施予定回数	活動	内容
通年 月1回	予約会議	スタジオ利用に関する次月の予約、連絡調整、バンド交流
年2回	バンド総会	バンド同士の交流、より良く利用するための会議
年1回 改	セッション会	演奏方法等の音楽知識を共有して交流を深める

(3) 全年齢対象の事業**特別活動**

【ラウンジ】

実施予定回数	活動	内容
通年	月間企画	歌、紙芝居、読み聞かせ等 ボードゲーム大会、クリスマス会等の季節のお楽しみ会

【メディア】

実施予定回数	活動	内容
通年	メディア シアター	映画等の上映会
通年	ペーパークラフト	パソコンを使った工作 (季節に関連するもの、車や人形、バッグ、箱等)

【クラフトルーム】

実施予定回数	活動	内容
通年	ワークショップ	テーマ・材料を決めての工作等
年4回	料理活動 クラ COOK	ランチ作り・おやつ作りなど ※乳幼児を除く。

【アリーナ】

実施予定回数	活動	内容
通年	ボルダリング タイム	・ボルダリングを安全に楽しむ。

4. 子育て広場事業

子育て中の保護者と乳幼児が、安心して遊びや交流が出来る場を提供します。

- ① 乳幼児と保護者が自由に過ごすことを通して、子ども同士、保護者同士がつながりを持つよう支援します。
- ② 発達段階に応じた遊びや企画、活動を提供していきます。
- ③ その他、保護者向けの子育て支援として、以下のことを行います。
 - ・ 地域で子育てをしている保護者が気軽に利用でき、仲間づくりや情報交換ができ、交流ができる場となる「居場所づくり」を進めます。
 - ・ 様々な企画、活動を行い、一人ひとりが自分の子育てに生かせるようにします。また、保護者対象の企画や自主サークルの支援を行い、幅広い視点で、よりよい子育てにつなげていきます。

- ・ 民生・児童委員、港区の保健師、栄養士の協力による「たんぽぽクラブ」の活動を通じて、子育て支援や育児相談を進めていきます。
- ・ 東京都の子育て応援事業やボランティアによる相談事業実施団体とも連携し、子育て応援を行っていきます。
- ・ 港区の事業者による調乳の方法やベビーカーの試乗体験などの企画を行います。

(1)「乳幼児と保護者」対象の事業

定期活動

実施予定回数	活動	内容	対象
通年 毎週月曜日 11:00～11:45	はいはい・ よちよち グループ	手遊び、音楽遊び、工作、読み聞かせ、 ふれあい遊び、運動遊び、食育など 1年を通して参加できる登録者には、出 欠ファイルを配布。	2020.4.2 生ま れ以降の 乳幼児・保護者
通年 毎週月曜日 14:30～15:15	ねんね グループ		
通年 毎週金曜日 11:00～11:45	うさぎさん グループ	手遊び、音楽遊び、工作、読み聞かせ、 ふれあい遊び、運動遊び、食育など 1年を通して参加できる登録者には、出 欠ファイルを配布。	2019.4.2～ 2020.4.1 生ま れの 乳幼児・保護者
通年 毎週木曜日 11:00～11:45	こぐまさん グループ	手遊び、音楽遊び、工作、読み聞かせ、 ふれあい遊び、運動遊び、食育など 登録制で20組定員。	2017.4.2～ 2019.4.1 生ま れの 乳幼児・保護者
通年 毎週木曜日 14:00～15:00	わいわい クラブ	アスレチック、リズム体操、かけっこ、 集団遊び、ふれあい遊びなど	幼児(2歳～3 歳程度)・保護者
通年 (毎月2～3回、火曜日)	FC NANDEMO	幼稚園児対象としたサッカーを中心と した運動遊び	幼稚園児・ 保護者
通年 (毎月第1、3水曜 日)	なんで～もで あそぼ 1, 2, 3	楽器遊び、歌遊び、リトミックなど音楽 を主体とした活動	乳幼児・保護者
通年 (毎月第3火曜日)	アトリエ なんで～も	幼稚園児対象で、講師を招いた造形・絵 画活動	幼稚園児・ 保護者
通年 (月1回)	ときめき タイム 改	親子で一緒に行う工作等の活動 改 (保育園児・幼稚園児も参加できるよう 土日に行う)	乳幼児と その家族

通年 (毎月第2、4火曜日)	たんぽぽ クラブ	民生・児童委員による子育て支援活動 (工作・手遊びタイム・ティータイム等 も行う) 奇数月第4火曜日は、保健師、栄養士に よる育児相談会も行う)	乳幼児・保護者
通年(月～金)	お昼の体操	幼児向けのダンスを中心とした活動	乳幼児・保護者
通年 改 (毎週火曜日)	プラタイム	電池を入れたおもちゃ(プラレール等) で遊ぶ活動 改	乳幼児・保護者
夏季(月・火・木・金)	各グループ活動内 「水遊び」・キラキラ ☆プール	「ふれあい広場」での水遊び	乳幼児・保護者
通年(隔週水曜日) 新	おはなし会(仮)	館内の絵本の読み聞かせ会 新	乳幼児・保護者

特別活動

実施予定回数	活動	内容	対象
通年	みなと保健所との 連携事業	歯科衛生士、環境衛生士の講話等	乳幼児・保護者
通年	講師による企画	骨盤リセットヨガ、リトミック、 ベビーマッサージ、英語で遊ぼう、 親子ヨガ等	乳幼児・保護者
通年	赤坂図書館との 連携事業	各グループ活動内にて「おはなし会」	乳幼児・保護者

(2) 保護者対象の事業

定期活動

実施予定回数	活動	内容	対象
通年 (月1回・ 土曜日)	な～んでも 「お聞きします」 (日本ガーディアン・エン ジェルズとの連携事業)	日本ガーディアン・エンジェルズから派 遣されたボランティア相談員「スマイル さん」(心理士等)による相談活動	乳幼児の保護者
通年	子育て支援 保護者対象企画	製作活動、スポーツ、調理等	なんで～もを利用 している 乳幼児の保護者

6月・9月・ (1月)・3月	キッズリサイクル	不要になった育児用品の寄付を募り、無償で提供する。	なんで～もを利用している 乳幼児の保護者 及び妊婦
年3～4回	心すっきり ココスキ!!	職員による育児相談会	乳幼児の保護者

特別活動

実施予定回数	活動	内容	対象
年1～2回	子育て講話	講演会、グループ討論会	乳幼児の保護者
年1回	ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム	子育て中の親のグループワーク (親支援プログラム)	乳幼児の保護者 (母親)
年1回	赤坂消防署との 連携事業	乳児の救命救急講習会	乳児の保護者

(3) 父親対象事業・祖父母対象事業

特別活動

実施予定回数	活動	内容	対象
年1～2回	イクメン・イクジイ・イクバア 応援企画	アウトドア活動、制作活動、昔遊び、料理活動等	なんで～もを利用している 乳幼児の父親・祖父母
年1～2回	プレママ・プレパパ 応援企画	マタニティヨガ、パステルアート(アートセラピー)、子どものおもちゃ作等、調乳方法、ベビーカー試乗体験など	妊婦及びその夫

(4) 乳児対象事業

定期活動

実施予定回数	活動	内容	対象
年4～5回	集まれ赤ちゃん！ 乳児対象企画	はいはいレース、赤ちゃん相撲等	乳児・保護者

5. 「年間行事」計画

(1) 行事計画に基づく行事 (下表の※は、一般行事から「年間行事」に格上げして開催。)

月	乳幼児	小学生	中高生	内容
4		ウェルカム・なんで～も		小・中・高の新一年生に対して、祝福・歓迎する行事 クラブ活動の紹介
5	こどもの日行事			子どもの成長と健康を願うための行事
	ワンダーフォーゲル			児童が野外遠足を楽しむ外出行事
6	スポキッズ			乳幼児の年齢別グループ活動の交流行事を行う
		高学年 キャンプ		自然環境の中で、宿泊を通じて、体験と交流を 深める行事
	親子交流行事			親子で親しみ、保護者同士の交流を図る行事
7	納涼祭	(高齢者施設と共催)		高齢者施設と共催し、地域の方々と楽しむ夏祭
8		低学年 バスハイ ク		バスを使用して外出を楽しむ行事
			中高生館内宿 泊よるで～も	館内での宿泊を通し、中高生の交流を深める行事
	プラネタリウム			館内で移動式プラネタリウムを楽しむ行事
9		赤坂秋まつり		地域商店街行事において当館活動の発表を行う
	キッズシアター			乳幼児の年齢別グループ活動の交流行事を行う
10		あきる野市里山体験※		あきる野市の自然に触れ環境学習を行う行事
	乳幼児バス ハイク			乳幼児とその保護者を対象に、バスを使用して 外出を楽しむ行事
		ドッジボ ール大会		港区の児童館が集まって、ドッジボール大会を 行う行事
	みなと区民まつり			芝公園において、工作ブースへの出店協力、 及び当館での児童の活動発表を行う行事
11	文化祭典			文化・芸術活動の展示と発表を楽しむ行事

	赤坂・青山共育フェスティバル（檜町公園）		赤坂・青山地区協働行事に参加し、工作ブースの出店、当館活動の発表を行う
12	たんぼぼクラブ クリスマス会		民生・児童委員「たんぼぼクラブ」との共催で乳幼児対象のクリスマス会を楽しむ行事
	児童館交流会		港区の児童館が集まって、活動の成果を発表する行事
1	中高生音楽 表現発表会		中高生による音楽表現活動（バンド・ダンス）の発表を行う行事
2	節分・もちつき大会 （高齢者施設と共催）		高齢者施設と共催で、季節の伝統行事及びもちつきを楽しむ行事
	中高生交流行事		文化やスポーツに親しみ、中高生の交流を深める行事
3	キッズランド		乳幼児の年齢別グループ活動の交流行事を行う
	クラブカーニバル&PlaZania		各クラブの活動のまとめ及び活動の成果を発表する場であるとともに、子どもたちのお店屋さん体験、高齢者施設での介護士体験を行ったり、高齢者と子どもたちとで模擬店を開いたりするなど、児童同士や高齢者との交流を深める行事

（2）連携行事

月	乳幼児	小学生	中高生	保護者	連携機関
5月 9月	交通安全教室				赤坂警察署 （スクールサポーター）
6月			プラザカップ （フットサル）		赤坂、港南、高輪、神明、麻布、芝浦の6プラザ
8月			港区6館 合同LIVE Minato Music Mates		赤坂、青山、港南、高輪、神明、麻布、の6施設
9月	赤坂 秋まつり				赤坂通り商店会等
10月		港区児童館ドッジ ボール選手権大会			港区内の12児童館・プラザ
11月 3月	火災予防講話				赤坂消防署新町出張所
11月	赤坂・青山共育 ^{ともいっく} フェスティバル（檜町公園）				赤坂・青山共育情報局 赤坂地区総合支所協働推進課
		プラザカップ （フットサル）			赤坂、港南、高輪、神明、麻布、芝浦の6プラザ
12月	港区児童館交流会				港区内の12児童館、プラザ

			中高生バスケ 交流大会	赤坂、港南、高輪、神明、麻布、 芝浦の6プラザ
1月		プラザ交流大会 (バスケット ボール)		赤坂、港南、高輪、神明、麻布、 芝浦の6プラザ
2月		プラザ交流大会 (卓球)		港区内のプラザ

※ 乳幼児の連携事業については、子育て広場事業内に記載。

6. クラブ・サークル活動

児童の興味、関心をもとに、学校・年齢を超えたグループによる継続的な活動を支援します。

- ① 子どもたちによる主体的な活動や運営、興味・関心の深まり、仲間意識の芽生えと深化、専門技術の向上などを支援します。
- ② 随時、活動報告などの情報公開及び新規メンバーへの呼びかけを行い、子どもたちの輪を広げていきます。
- ③ 活動の成果を発表する場を設け、幅広い自主活動を支援していきます。
- ④ 既存のクラブ以外に、グループによる継続的な活動のニーズが出た場合、サークル活動として活動の支援を検討し、実施に向けてサポートします。

【令和3年度クラブ活動予定グループ】

実施予定回数	クラブ名	講師 指導	内容	対象
週1回 (学校休業日を除く)	レッツ!バトン!!	○	バトントワリング・ チアダンス	小学生
月1回	クッキング ※	×	料理活動・お菓子作り	小学生～ 中高生
週1回 (学校休業日を除く)	ムジカ・ディ・バンビーノ ※	×	合唱・合奏	小学生～ 中高生
週1回 (学校休業日を除く)	DANCE	○	ダンス	小学生～ 中高生
月2回	NDM5※	○	フットサル	小学生
週1回 (学校休業日を除く)	バスケットボール※	○	バスケットボール	小学生～ 中高生
週1回 新 (学校休業日を除く)	新 卓球クラブ	×	卓球	小学生親子

※ 令和2年度、新型コロナウイルス感染拡大期間中に中止したクラブ活動

7. 相談活動

児童や保護者が各々抱えている悩み等を気軽に相談できるよう、相談担当職員を選任し、日常的に相談を受け付ける体制を作ります。

また、子育て相談に関して、定期的に相談会を開き、相談しやすい環境を整備します。

職員は、相談を受ける中で児童や保護者の抱える悩みや問題を受け止め、寄り添い、共に考え、問題の解決に向けて支援します。

虐待などの発見や予防にも留意するとともに、必要に応じ学校や専門機関と連携し、問題解決に取り組みます。

このほか、子育ての悩みから中学生・高校生の思春期の悩みといった多様な相談に対応できるよう、職員の資質の向上に努めます。

(1) 児童

職員は児童の抱える悩みを把握するように努め、共に考える場があることを知らせていきます。

- ① 児童の相談を受ける際には、プライバシーに配慮します。また、受け付けた相談については相談記録表に記入し、相談内容に応じて継続的な相談に応じ、悩みや問題の解決に向けて支援します。
- ② 電話やメールでも相談を受け付けていきます。

(2) 子育て相談

- ① 職員は保護者の抱える悩みを把握するように努め、共に考える場があることを知らせていきます。
- ② 保護者の相談を受ける際には、プライバシーに配慮します。また、受け付けた相談については相談記録表に記入し、相談内容に応じて継続的な相談に応じます。
- ③ 子育て相談に関する専門の講師による講座を企画します。
- ④ ノーバディーズ・パーフェクト・プログラムなどの開催を通し、悩みが深くならないうちに親同士が相談し合い、情報交換し解決していけるよう、子育てネットワークづくりを支援します。
- ⑤ 電話やメールでも相談を受け付けていきます。

8. 子ども・保護者委員会

子どもの視点、利用者の立場に立って運営に取り組むため、子ども及び保護者が気軽に参加し発言できる懇談会を開催し、利用ニーズに合った運営を目指します。

【本音で語ろう会】

実施予定回数	活動	内容	対象
年4回	キッズなんで～も委員会 (保護者委員会)	楽しかったことや、やってほしいこと、館への要望などを自由に話し合う。	乳幼児～保護者
	小学生なんで～も委員会	館内のルールや企画などを発案し、実現できるよう小学生同士で話し合う。	小学生
第3日曜日	なんで～も委員会	プラザ(館)の運営に関する話し合い、活動内容の検討など	中高生

9. 国際交流活動

港区内に大使館や外国企業が多く存在するという環境にあることから、児童が広く海外に目を向け、仲間の輪を広げ、さまざまな国の人たちとの交流ができるよう支援します。

- ① 英訳した掲示や配布物などを用意し、外国人の児童・保護者でも施設を利用しやすいよう環境を整備します。
- ② 外国の文化や風俗、習慣などを理解するきっかけとなるような活動を企画していきます。
- ③ 地域の大使館や外国企業、関連団体と連携し、協力関係を築いて活動していきます。

特別活動

実施予定回数	活動	内容	対象
年2回	世界の料理	外国の食文化について知る (食育事業と連携)	小学生～中高生

10. 高齢者施設(サン・サン赤坂)との交流

高齢者施設が併設されているという特長を活かし、世代間交流ができるよう支援して、高齢者を身近な存在と感じ、敬いや思いやりの気持ちを育みます。

- ① 高齢者とのふれあいや交流を目的とした行事を企画していきます。
- ② 児童・高齢者施設間で、日常的な訪問や交流ができるよう連携していきます。
- ③ 近隣の赤坂いきいきプラザとの共催で事業を実施する等により、併設の高齢者施設以外の元気な高齢者との交流も図っていきます。

【企画活動】

月	活動	内容	対象
5月	サン・サン赤坂ツアー	「サン・サン赤坂」利用者との交流及び高齢施設での活動についての紹介	乳幼児～保護者
6月	しゃぼん玉あそび	ふれあい広場において「シャボン玉」遊びを通じた交流	乳幼児～保護者
7月	七夕会	・デイサービスを訪問し七夕飾り作りを高齢者と一緒に行う。 ・竹箆への飾り付けを高齢者と一緒に行う。	乳幼児～保護者
8月	スイカ割り	スイカ割りイベントを高齢者と一緒に楽しむ	乳幼児～保護者
	盆踊り交流	デイサービス行事への参加	乳幼児～保護者
	プラネタリウム交流	アリーナにおいて行うプラネタリウムを一緒に楽しむ。	乳幼児～保護者 地域住民
	打ち水交流	夏の午後の時間、打ち水を行う。	乳幼児～保護者
9月	敬老会	サン・サン赤坂の各フロアを訪問	乳幼児～保護者
	いきいきプラザ展覧会	赤坂いきいきプラザ主催利用者展覧会への出品	乳幼児～保護者 地域住民
10月	ハロウィン交流	ハロウィンの衣装をしてサン・サン赤坂各フロアを訪問	乳幼児～保護者
11月	文化祭交流	・乳幼児グループ、小学生音楽クラブがサン・サン赤坂の各フロアを訪問 ・文化祭においてデイサービス利用者による合唱の発表 ・赤坂いきいきプラザ利用者の作品を展示	乳幼児～保護者 地域住民
	おやつ作り交流	児童・高齢利用者が一緒におやつを食べたり、ゲームをしたりして楽しむ	乳幼児～保護者
12月	クリスマスツアー	児童・高齢で一緒にクリスマス会を行う	乳幼児～保護者 地域住民
1月	新年あいさつツアー	サン・サン赤坂の各フロアを訪問し、新年のあいさつ交流を行う	乳幼児～保護者
2月	節分・もちつき	季節の伝統行事「節分」及び「寒餅」ツキを高齢者と一緒に行う。	乳幼児～保護者 地域住民
3月	春の交流会	アリーナで合唱をしたり児童の発表を鑑賞したりして参加者同士が交流する。	乳幼児～保護者 地域住民

【不定期活動】

- ① 定期活動のほか、サン・サン赤坂各フロアへの訪問及び高齢者を「なんで～も」へ招待するなど、お互いのスケジュールを調整しながら交流を行う。
- ② 「なんで～も」で所蔵している絵本などの書籍の貸し出しを行ったり、「なんで～も」スタッフによる出張パネルシアター上演などを行う。

特別活動

実施予定回数	活動	内容	対象
年1回	介護士体験	サン・サン赤坂の高齢者への介助の体験をする。	小学生～中高生

11. 地域交流活動、歴史文化にふれる活動

地域と結びついた児童の健全な育成を図るために、地域と積極的に交流し、地域に開かれた施設を目指していきます。

- ① 地域の代表による「地域懇談会」を実施し、情報提供と意見交換を行います。
- ② 学校や警察、民生・児童委員、青少年委員など子どもに関する地域の関係者・関係機関と日常的に連携、協力していきます。
- ③ 地域の方々にプラザの行事などへの参加を呼びかけるとともに、地域行事への積極的な参加や協力に取り組みます。
- ④ 他の児童館・中高生プラザとの交流試合、音楽活動などを通して交流を深めます。
- ⑤ 地域固有の歴史や文化を理解し、地域に対する興味・関心を深める活動を行います。
- ⑥ 赤坂地域の歴史を学び、児童が地域を愛し、誇りを持てるよう支援します。

【企画活動】

実施予定回数	活動	内容	対象
年4回	咸臨丸（かんりんまる）探検隊	赤坂地区近隣の施設等を訪問し、赤坂地域の歴史を学び、文化にふれる。	小学生 中高生 保護者
		近隣の公園へおでかけ。	乳幼児とその保護者 （祖父母も含む）
		赤坂地区のお店の職業体験	小学生

12. ボランティア活動

地域に根ざした児童館を目指すため、ボランティア担当を配置して、児童のボランティア精神を育み、積極的にボランティア活動を行います。

ボランティアで協力していただける地域の方を積極的に受け入れます。
また、利用者にボランティア活動に関する情報を提供し、活動を支援します。

- ① 活動により、地域に貢献するとともに、児童のボランティア意識を涵養します。
- ② 児童が「地域の一員である」という意識を高めるよう支援します。

- ③ 積極的にボランティアを受け入れ、開かれた施設づくりを目指します。
- ④ ボランティアの方々の知識や経験、技能などを活用して、ボランティアとの交流により、子どもたちの世界を広げる機会を提供します。

【企画活動】

実施予定回数	活動	内容	対象
年3回	チャレンジ戦隊！ ボラレンジャー	港区ボランティアセンター「かがり」事業（暑中見舞い、年賀はがき等）への協力や、地域の清掃などのボランティア活動	乳幼児～中高生

13. 食育活動

「食」に関する知識を育成するため、食育活動を行います。また児童自らが自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送れ、「食事の管理能力」が育つよう支援します。

- ① 食に対する知識を高めるとともに、食の大切さを伝えることを目的として、専門講師による講話や料理の会を実施します。
- ② 食材の生産流通や、植物の成長の過程を学ぶ等、食をより身近なものに感じられるよう栽培活動などの参加体験型の企画を実施します。
- ③ 日本や外国の食文化に触れ、外国との相互理解を深められる行事などを企画します。また、日本の食文化を知ることにより、食に関する意識を高めるよう支援します。
- ④ 定期的な調理活動を通じて、多くの児童が食に親しめる機会を設けます。
- ⑤ 親子で一緒に調理して味わうなど、子育て中の保護者と児童とが一緒に食を楽しむ機会を設け、家庭におけるコミュニケーションが広がるよう支援します。

【企画活動】

実施予定回数	活動	内容	対象
年6回	調理活動	季節の料理等の調理企画	乳幼児～ 保護者
年3回	講師活動	講師による調理等の企画	乳幼児～ 保護者

14. 本館・分館との連携活動

(1) 運営方針

「本館」である赤坂子ども中高生プラザと「分館」である赤坂子ども中高生プラザ青山館の2施設の運営に携わっていることから、令和3年度も、両施設の連携を密にした事業運営を行います。

(2) 連携事業の主な取組

① 利用者を対象とした取組

ア 年間行事

月	事業名	対象区分			内容
		乳幼児	小学生	中高生	
8	低学年バスハイク		○		バスを使用して外出を楽しむ行事
	高学年バスハイク(分館事業)		○		バスを使用して外出を楽しむ行事
	高学年キャンプ(本館事業)				
	中高生バスハイク(本館事業)			○	
	よるで～も(本館事業)				
9	乳幼児バスハイク	○			バスを使用して外出を楽しむ行事
2	中高生音楽表現発表会			○	中高生による音楽表現活動発表会

※開催時期については分館との連絡調整後に決定。

イ 日常活動

○ 小学生を対象としたもの

・「e-スポーツ大会」

青山館と合同で、館対抗「e-スポーツ大会」(テレビゲーム)を行いながら交流を深める。

・「卓球交歓大会」「プラザ対抗卓球大会」

プラザ本館と青山館の卓球クラブとの合同で卓球を通じた交流を深める。また、他のプラザ館との卓球交流を行う。

・「ドッジボール交歓試合」

港区児童館ドッジボール選手権大会に向け、青山館のドッジボールチームとの交流試合を行う。

○ 中高生を対象としたもの

・「館内宿泊 まなび舎 in なんで～も」

長期休業期間中、館内で宿泊を伴った自主学習支援企画を実施し、交流を深める。

・「スタジオレッスン」

講師によるボイスレッスン(本館)・ダンスレッスン(分館)等の中高生音楽活動を実施し、交流を深める。

○ 乳幼児を対象としたもの

- ・「たんぼぼクラブクリスマス会」

民生児童委員の方々のご理解・ご協力による、乳幼児対象の合同クリスマス会を実施し、交流を深める。

② 職員による取組

ア 事業運営連携

活動名	内 容	開催	構成
ムジカディバンピアノクラブ	本館において実施している小学生対象の音楽(合唱)クラブ運営に分館職員が参画	週1回	担当職員
バンド講習	分館において実施する中高生対象のバンド活動の研修講師として本館職員を派遣	随時	スタジオ担当職員
ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム(NPプログラム)	子育て中の親のグループワーク(親支援プログラム)のファシリテーターとして、本館職員を派遣	開催時	ファシリテーター有資格職員

イ 事業連携のためのミーティング

会議名等	内 容	開催	構成
プラザ・青山館連絡会	本館・分館内の運営等についての連絡調整を行います。	月1回	管理職指導職
行事連絡会	本館・分館連携行事についての連絡調整を行います。	随時	担当職員

③ 施設・設備を利用した主な取組

○ 屋外運動場利用

青山分館にローラーホッケー場として使用する屋外運動場が設置してあることから、赤坂本館利用児童にローラーホッケーへの参加を呼びかけます。

○ 陶芸作品の窯入れ

赤坂本館クラフトルームに、陶芸窯が設置されていることから、青山分館で実施予定の陶芸教室の作品の窯入れを行います。

IV 学童クラブ(放課後児童健全育成事業)

1. 学童クラブ事業

(1) 運営方針

学童クラブは、放課後、保護を必要とする児童にとって心のよりどころとなり、安心して

過ごせる生活の場となるとともに、友達との交流やさまざまな遊びを通して児童の可能性を広げ、成長発達に向けて一人ひとりへの細やかな配慮と働きかけを行いつつ、運営を行っていきます。

- ① 児童が毎日安心して楽しく通えるよう、保護者とともに、児童への理解を深めていきます。
- ② 基本的な生活習慣を身につけていけるよう、働きかけをしていきます。
- ③ 日常のおやつや夏期休業期間の食事作りなどの活動を食育の視点をもって提供し、児童の健やかな成長を支援します。また、子ども一人ひとりの食物アレルギーを把握し、各児童毎にアレルギー対応を行います。
- ④ 学童クラブルームを拠点としながら、プラザ全体を活用し、スポーツ、工作、パソコンなどの活動や行事を通して、児童一人ひとりの創造的な世界を広げていけるよう支援していきます。
- ⑤ 学童クラブルーム内だけでなく、学年を超えて、一般来館児童との交流も図っていきます。
- ⑥ 外出や誕生会などの学童クラブ独自の集団活動を通じ、生活の場である学童クラブに親しみ、集団活動ができるようにしていきます。
- ⑦ 高学年生は第 2 学童クラブルームを使用することを基本とし、高学年生としての自覚を培い、自主性を尊重しつつ低学年生をリードし守る立場にあることを学ぶことができるよう支援します。
- ⑧ 自分達で第 2 学童でのルールを決めるなどの自治的な力、スケジュールを考えて自己管理できるなど、自制する力を育めるよう支援します。
- ⑨ 保護者の子育てに関する悩み等に対しても、積極的に相談に応じ、保護者とともに子どもの成長を支援する存在であるよう努めます。

(2) 子どもとの関わり

子どもたちがのびのびと生活し、安心して過ごせる場となるよう、職員との信頼関係の構築や環境整備を行っていきます。また、子ども同士も、お互いが楽しく気持ちよく過ごせるよう、相手を思いやる気持ちを育てるなど、集団生活に必要な成長を促していくよう配慮します。

- ① くつろげるスペースを設置したりし、片付けしやすいように遊具の配置を工夫するなど、環境整備を行っていきます。
- ② 特別な支援が必要な子どもについては、集団の中で安心して過ごせるようサポートし、個々の状態に応じた配慮をしていきます。
- ③ 学童クラブ独自の行事などを設け、子どもたちが学童クラブに対して帰属意識を持ち、より親しみが持てるよう努めます。また、家庭で行えない部分を補完できるよう努めます。
- ④ 館内の「ふれあい広場（中庭）」や近隣公園を上手に活用しながら、学年の壁を越え、互いの交流を活発にする機会を増やします。

【対象：学童クラブ在籍児童】

実施予定月	活動	内容
通年	グループ活動	集団の縦割編成による異年齢交流
毎月1回	誕生会	その月の誕生児を祝う会
4月	新入生歓迎会	集団ゲームを楽しみ、友だち作りのきっかけとする
年3回	外出行事	長期休みに皆で外出する機会をつくる
8月	手作り ランチパーティー	自分たちで昼食を作って食べる
8月	交流ランチ	サン・サン赤坂の利用者と一緒に昼食を食べる
12月	クリーンプロジェクト & 年末お楽しみ会	自分たちのクラブ室の清掃やお楽しみ会をして楽しむ
3月	お祝いパーティー	卒業や進級を祝う会を開く

(3) 家庭との連絡と相談活動

連絡帳や個人面談を通してそれぞれの児童の様子を伝え合い、保護者との信頼、協力関係を築いて、個々の状況や問題に関して、ともに考え対応します。

また、保護者会や親子行事も開催し、同じ環境で子育てをしている保護者同士が交流し合える場を設けるとともに、職員と保護者が協力して子どもを育てるという視点から、一緒に児童の成長を見守っていくという姿勢を基本にしていきます。

さらに、児童の健全育成を目指す立場に立って、必要に応じて専門機関とも連携し、問題の解決を図っていきます。

【対象：学童クラブ在籍児童の保護者】

実施予定月	活動	内容
年2回	個人面談	保護者との面談による要望、児童の状況の把握 (第1回は新入会児童、第2回は希望者)
年3回	保護者会	保護者との意見交換・交流を図る
3月	入会説明会	新年度学童クラブ入会対象者の説明会

【学童クラブ在籍児童・保護者が参加する活動】

実施予定月	活動	内容
7月	納涼祭出店	親子が協力し、納涼祭で出店する

年1回	親子ふれあい イベント	保護者主催でのお泊り会。親子が一緒になって楽しみ、他の家族と交流する機会を設ける
年1回	ハルメシ	ランチを一緒に食べたり、クイズ大会などを通して、親子が「輪」～一緒になって楽しみ、他の家族と「和」やかに、交流する機会を設ける

(4) 学校等との連携

お便りの交換や、様々な話し合いの場を通して、学校や「放課GO→あかさか」「放課GO→クラブあかさか」との協力関係を築いていきます。学童クラブの児童が個々に抱えている問題に関しては、お互いに情報交換し、多角的な視点で児童を捉えながら、速やかに解決を図っていきけるように努めます。

また、災害や不審者との遭遇などの緊急事態が起きたときの下校時には、学校と密接に連携し、安全に対処できるよう臨機に体制を整備していきます。

2. 日常活動計画

来室から帰宅まで、学童クラブルームを拠点に、プラザ内の各部屋で自由に過ごすほか、様々な企画に参加できるよう職員が見守ります。また、おやつタイムや帰りの会などを設けて、学童クラブで過ごす際の必要な「きまり」や生活リズムが身につくように支援します。高学年に対しては、低学年で培った学童クラブでの生活ルールやおやつなどの時間を自分で判断・行動できるよう声掛けをしていきます。

(1) 日課表

【学校がある日の例】

13:30～	来室 勉強タイム 自由時間
15:00	おやつ開始
16:30	おやつ終了
17:00	コース送り
17:45	コース送り
19:00	退室

【学校休業日などの例】

8:00～	来室 勉強タイム 自由時間
12:00	昼食の準備、 お弁当 片付け・休憩
13:00	自由時間
15:00	おやつ開始
16:30	おやつ終了
17:00	コース送り
17:45	コース送り
19:00	退室

(2) おやつ提供

保護者から毎月預かるおやつ代を使い、毎日午後3時から4時30分の間におやつを提供します。

栄養面・安全面に配慮し、子どもたちが適切なエネルギー補給ができるよう工夫していきます。

果物等を積極的に取り入れ、スナック菓子などに偏らないメニュー作りをしていきます。また、肉まん等を準備する際に、美味しく提供できるよう、電子レンジではなく蒸し器を使うなど、調理・提供方法を工夫していきます。

アレルギーのある子どもに対しては、保護者に状況を確認した上で、別のメニューを用意するなど、個別の対応をとります。

また、毎週水曜日に、プラザ併設の高齢者施設の厨房で、手作りのおやつ（おにぎり・からあげ・やきそばなど）を調理してもらい、子どもたちに提供します。メニューは、高齢者施設の栄養士や厨房の担当職員と話し合いながら毎月献立を決め、栄養面や子どもの嗜好を考慮して調理し提供します。これらのメニューは、保護者向けの学童クラブのお便り（「スター通信」）に毎月掲載します。

（3）安全の確保

保護者の協力を得ながら、出欠の把握を徹底するとともに、子どもたちに対しても、安全確保の意識が高まるよう、日常的に指導します。

学童クラブに在籍する児童の居住地域が広範囲に及ぶため、児童の帰宅時の安全を図れるよう、年間を通じて、「17時帰り」、「17時45分帰り」の2グループに分け、職員が付添い、赤坂小学校までの「送り」を実施します。また、これを通して、集団下校の仕方についても指導していきます。

加えて、5月上旬までは、学童クラブ担当職員が、新一年生を対象に赤坂小学校からの「迎え」、赤坂小学校の先（乃木坂駅付近・カンボジア大使館付近）まで距離を延長して「送り」を行います。冬期（10月中旬～2月中旬）にも、日暮れが早いことから安全性を考慮し、低学年を対象に、距離を延長して「送り」を行うなど、児童の状況に応じて対応します。

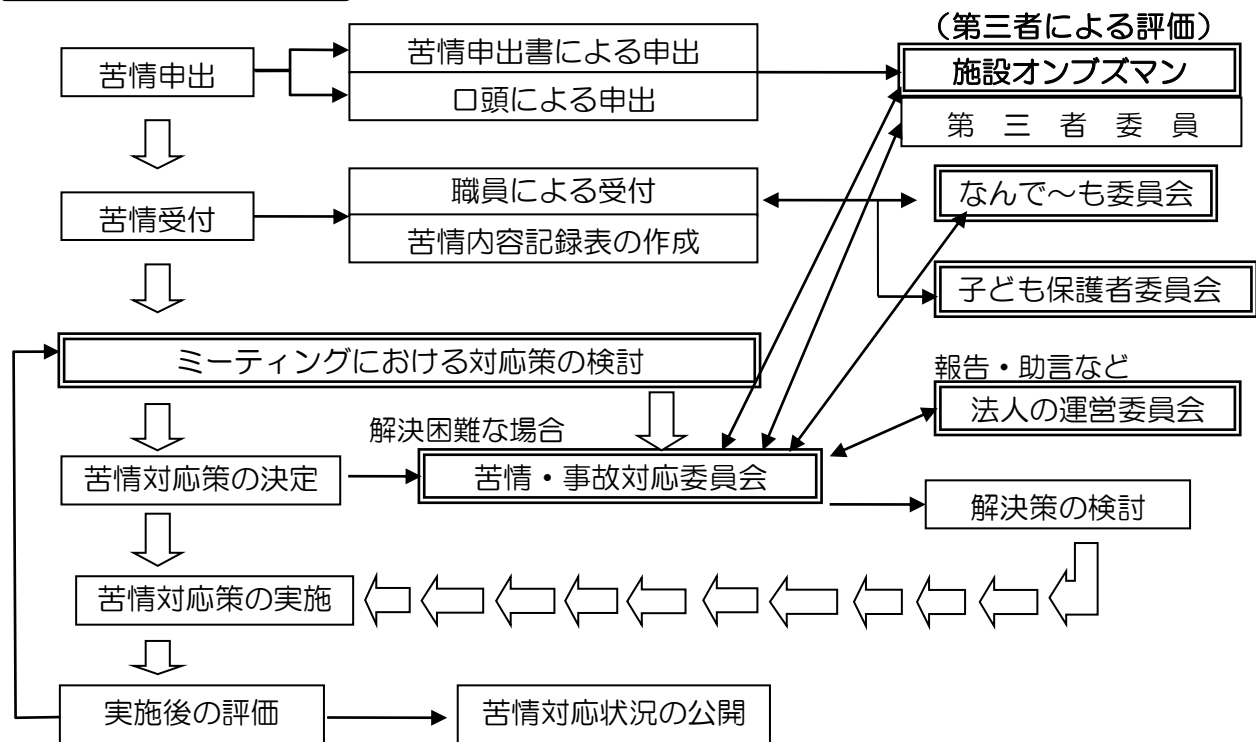
また、港区学童クラブ見守りシステム事業を実施要項等にしながら、適切に運用します。

V 苦情対応システム

1. 基本方針

- ① サービスの質の向上のため、利用者の立場に立って、苦情対応に取り組みます。
- ② 職員全体で、迅速な対応を行うことを基本とします。
- ③ 対応の困難な課題については、苦情対応委員会で検討し、効果的な対応を図ります。
- ④ 公正な対応を図るため、施設オンブズマン制度の活用や対応策等の掲示を行います。
- ⑤ 苦情対応の仕組みを整え、随時、利用者の意見・要望を聞けるように「対応窓口」を設けるとともに、意見申出箱を設置します。
- ⑥ サービス評価活動と連携し、苦情対応内容をサービスの計画的改善に反映します。
- ⑦ 児童の各年齢層・学校区分別の「本音で語ろう会」（「なんで～も委員会」等）を開催し、児童の意見や提案を運営に反映できるようにします。

2. システムのフロー図



3. 責任者と窓口

苦情対応責任者	理事長、館長
苦情対応窓口	係長、主任、担当職員

VI 第三者評価

利用者、関係者からの利用に関する評価や意見を広く求め、サービスの改善、質の向上に向け取り組んでいきます。港区が直接評価機関を選定し、サービス評価を受審することとしています。

令和3年度は、平成30年度に実施した「第三者評価受審」の評価結果を踏まえ、指摘等された事項については、早期改善に努めていきます。

- ① 組織運営及びサービスの現状について、第三者評価機関による客観的な評価を受けることにより、施設の設置目的を果たしているかどうかを把握・検証する機会とします。
- ② 利用者調査を通じて、子ども及び保護者などの意見・要望を把握するとともに、今後のサービス向上のための参考とします。
- ③ 事業所としての自己評価を通じて、組織運営及びサービスの現状を振り返り、把握して、組織内部の課題等を職員間で共有し、点検・改善する機会とします。
- ④ 評価結果については、報告書を利用者の閲覧に供するほか、ホームページにも掲載して、広報、公表していきます。
- ⑤ 改定児童館ガイドラインに基づくチェックリストによりチェックを行い、改善を要する事項については、速やかに改善に取り組めます。

VII 利用者への適切な対応

利用者の個人情報保護を基本に、適切な対応に取り組んでいきます。

また、赤坂子ども中高生プラザでは、利用者の顕著な特徴として、乳幼児から中高生、大人までの幅広い年齢層の利用とともに、赤坂・青山地域のみならずそれ以外の地域の方々、外国人の方々も来館されています。こうしたことを念頭に置き、法人の職員倫理綱領及び同ガイドラインを踏まえて、次のようなサービスマナー・行動指針で対応します。改

(1) 来館者への対応

- ① 来館の目的をしっかりと把握した上で、目的に沿った案内・対応を行います。
- ② すべての人に親切、丁寧に、かつ誠実に対応します。
- ③ 利用者を第一に考え、利用者の満足度の向上を目指し、サービスの充実に努めます。
- ④ 港区等公共団体・機関の事業、行事等の広報（リーフレット等の配架やポスターの掲示等）や児童向けの館内外の企画・事業の広報に、適時・適切に取組みます。

(2) 児童に対する対応

- ① 職員は、児童にとって親しく身近な存在となるよう努めるとともに、児童の社会的な生長の支えとなるように心がけます。
- ② 児童の呼び方については、児童の個性や年齢層に配慮して、適切に対応していきます。
- ③ 危険や暴力的な行為・言動については、児童の健全育成に携わり教育の一端を担っているという自覚をもって、良識ある態度をとっていきます。
- ④ 児童の言葉遣いやマナーについては、必要に応じ指導していきます。

(3) 職員の日常的な心掛け

- ① 常に名札をつけ、児童や保護者などにも分かるようにします。
- ② 丁寧な言葉遣いをするよう心がけ、明るく元気な態度で接します。
- ③ 清潔や安全などの施設環境に配慮するとともに、状況に応じ、適切な対応に努めます。
- ④ 区立施設であることを常に意識するとともに、児童を取り巻く環境や区政の動きなどの情報を職員間で共有し、職員全体でプラザ運営の質的向上に努めます。
- ⑤ 勤務中は、活動しやすい服装、履物で、児童館職員として相応しい服装を心がけます。

(4) 新型コロナウイルスへの対応 新

- ① 館を利用する児童・保護者等に対しては、職員は「感染症から子どもたちを守る」という意識を徹底し、日常的に子ども達を指導・支援し、館内での感染防止に努めます。
- ② 職員についても、勤務中ばかりでなく、私生活でも最大限の注意を払い、感染防止を図るという強い意識をもって行動します。

(5) 結び

来館した児童・保護者が気持ちよく利用でき、「また来館したい」と思ってもらえるように接し、溢れるサービス精神とホスピタリティをもって日々運営するよう心掛けます。